

## 定款 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
<p>定款 (役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>〔改 正〕</p>	<p>定款 (役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。</p> <p>〔改 正〕</p> <p><u>2026年12月20日</u></p>	